

諮問番号：平成29年度諮問第10号
答申番号：平成29年度答申第26号

答 申 書

第1 審査会の結論

- 1 ○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○○月○○日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による保護変更決定処分（以下「本件変更処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は、棄却すべきである。
- 2 平成○○年○月に審査請求人が口頭により行った生業扶助申請を処分庁が却下した処分（以下「本件却下処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は、却下すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

- 1 審査請求人
 - (1) 審査請求書に記載されている主張の要旨
 - ア 平成25年8月から生活保護基準が引き下げられ、さらに期末一時扶助費まで未払い、自立の為の資産の活用、軽自動車、生命保険金、借家敷金返金収入等を収入として没収された。
 - イ 就労支援、生活扶助、貸付資金申請したが、そんな制度はないと取り消し撤回された。このことについて解決してほしい。
 - ウ 生活保護基準が引き下げられれば人間らしい生活が出来ない。暮らしの実態を無視したこれ以上の引き下げは取り消してほしい。
 - エ 以上のとおり、本件変更処分及び本件却下処分の取消しを求める。
 - (2) 本審査会による口頭意見陳述（平成29年10月25日実施）における主張の要旨
 - ア 処分庁に生業扶助申請しても、「そのようなものはない。」と言われて、全て却下された。
 - イ 本審査会から審査請求人に対して、処分庁のケース記録簿には、平成○○年○月○日に生業扶助申請（以下「平成○○年生業扶助申請」という。）をしたこと、同月○○日に平成○○年生業扶助申請を取り下げたことが記載されている点について質問したところ、「平成○○年生業扶助申

請を取り下げたわけではない。担当者に言っても認めてもらえないので、所長に直接話をすると云ったのである。」旨の回答があった。

2 処分庁（審査会からの質問に対する処分庁からの平成29年11月17日付けの回答書（以下「処分庁回答書」という。）の要旨）

（1）平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に対して、平成〇〇年生業扶助申請の取下げの意向を表明した。

かかる事実については、ケース記録簿にも記載されているとおり、「審査請求人が申請したことにより福祉事務所内での審査請求人の生活保護に係る事務担当者（以下「担当者」という。）の立場が悪くなればかわいそうだから申請を取り下げる」と審査請求人が具体的に申請書を取り下げる発言をしていること、審査請求人が処分庁の事務所を訪問した際に対応した職員と担当者との複数の職員が審査請求人のかかる意向を聞いており、これと異なる審査請求人の意向があると考えにくいことから、審査請求人による平成〇〇年生業扶助申請の取下げの意思があると判断した。

平成〇〇年生業扶助申請に係る申請書がいったんは処分庁に提出された事実自体は審査請求人と処分庁の間に争いはない。そして、申請書そのものは処分庁に存在していない。そうすると、争いのない事実及び客観的事実からしても申請書は審査請求人に返却されたというほかない。

（2）仮に上記1（2）イで審査請求人が主張するような事実があれば、審査請求人は申請書の返却に異議を述べるほか、その後も処分庁に対し申請書の再受理を求めるはずであるが、そのような事実は存在しない。

3 審査庁

（1）審理員意見書のとおり、本件審査請求1は棄却すべきである。

（2）審理員意見書のとおり、本件審査請求2は却下すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

（1）本件審査請求1は、棄却されるべきである。

（2）本件審査請求2は、却下されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）本件審査請求1について

ア 処分庁は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に基づき、期末一時扶助の認定により本件変更処分を行ったことが認められる。

イ 審査請求人は、平成25年8月から生活保護基準が引き下げられ、暮らしの実態を無視した引き下げは取り消してほしい旨主張する。また、審査請求人は、期末一時扶助費までが未払いであり、平成〇〇年〇〇月〇日付け保護変更決定に対し、生活扶助及び一時扶助がそれぞれ5,000円ずつ引かれており、審査請求人の口座にはさらに5,000円分引かれて振り込まれている旨主張する。

確かに、平成〇〇年〇〇月〇日付け保護変更決定と比較し、本件変更処分は、生活扶助費は4,930円減額、期末一時扶助費は5,200円減額となっているものの、保護基準は法第8条の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものとされており、処分庁は、厚生労働大臣が定めた本件変更処分時点での保護基準に基づき算定しており、その額に誤りはなく、平成〇〇年〇〇月分保護費に期末一時扶助を認定する本件変更処分を行ったものである。

なお、この保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている。(最高裁判決昭和42年5月24日 昭和39年(行ツ)第14号)

また、審査請求人世帯の最低生活費183,150円のうち、審査請求人及び審査請求人の妻の介護保険料加算それぞれ2,500円の合計額5,000円については、代理納付が可能とされていることから、本件変更処分に係る通知書に記載されている介護保険料5,000円を差し引いた178,750円を支給していることが認められ、処分庁の手続に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は理由がない。

したがって、本件変更処分は法令及び法令に基づく保護基準に基づいてなされた処分であり、本件変更処分について違法又は不当な点はない。

ウ 他に本件変更処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件審査請求2について

ア 平成〇〇年〇月の生業扶助に係る保護変更申請については審査請求人が取り下げたことにより却下処分の存在は認められない。

イ 審査請求をすることができる者は、行政庁の処分に不服がある者に限られるところ、本件却下処分について、平成〇〇年〇月には生業扶助申請そのものが存在せず、よって申請に対する処分はない。

第4 調査審議の経過

平成29年8月10日 諮問の受付

平成29年8月16日	第1回審議
平成29年8月17日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月6日 口頭意見陳述申立期限：9月6日
平成29年8月29日	審査請求人の主張書面等及び口頭意見陳述申立書を受領
平成29年9月11日	第2回審議
平成29年10月25日	口頭意見陳述の開催及び第3回審議
平成29年10月31日	審査会からの質問に対する処分庁の回答の求め
平成29年11月20日	処分庁回答書を受領
平成29年11月29日	第4回審議
平成29年12月20日	第5回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第8条第1項は、保護の程度に関し、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

- (3) 保護基準は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めている。保護基準によると、審査請求人の居住地の級地区分は2級地-1であり、年齢区分は、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳、12歳～19歳、20歳～40歳、41歳～59歳、60～69歳、70歳以上と8つに区分され、この年齢区分によって基準額は異なっている。

また、12月の基準生活費の額は、期末一時扶助費を加えた額とすることと定めている。

そして、介護保険料加算について、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実績とすると定めている。

- (4) 法第17条は、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。」と定め、第1号において、「生業に必要な資金、器具又は資料」と定めている。
- (5) 法第37条の2は、「保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、(中略) 介護保険料(介護保険法第129条第1項に規定する保険料をいう。)その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。」と定め、生活保護法施行令第3条において政令で定める者として「当該被保護者を被保険者とする市町村及び特別区」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)、本審査会が実施した口頭意見陳述の聴取結果記録書、処分庁回答書等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、処分庁は、審査請求人世帯に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成〇〇年〇月〇日、審査請求人から平成〇〇年生業扶助申請書が処分庁に提出された(本件審査請求2)。
- (3) 平成〇〇年〇月〇〇日の処分庁のケース診断会議において、審査請求人世帯については、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について」(平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知)「1住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(2)(ウ)」に該当する(高齢者で地域の援助を受けて生活をしている)ものとして、平成〇〇年〇月以降も、旧基準額55,000円の住宅扶助認定を継続していくことを決定した。
- (4) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、処分庁は審査請求人に対し、期末一時扶助の認定による本件変更処分(保護の変更の時期:同年〇〇月〇日)を行い、通知した。

本件変更処分時、審査請求人(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)は79歳、妻(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)は72歳の2人世帯であった。

- (5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、(4)の本件変更処分に対し、取消しを求める審査請求を行った(本件審査請求1)。

3 判断

(1) 本件審査請求1について

審査請求人は、平成25年8月から生活保護基準が引き下げられ、更に、期末一時扶助費まで未払い、引き下げられれば、人間らしい生活ができないので、本件変更処分の取消しを求める旨主張する。

そこで、本件についてみると、上記1(3)のとおり、保護基準について、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を定めるとともに、〇〇月の基準生活費の額は期末一時扶助費を加えた額とすること、介護保険料加算については当該保険料の実費とすると定められているところ、審査請求人世帯は、年齢区分は70歳以上、世帯人員別は2人、地域の級地区分は2級地-1であることが認められ、この場合、生活扶助費は108,150円((内訳)生活基準99,490円+冬季加算(11月~3月)3,660円+介護保険料加算5,000円)となることが認められる。

次に、居宅における期末一時扶助費について、審査請求人世帯(2人世帯)においては、20,600円となることが認められる。

以上のとおり、本件変更処分については、上記1の法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められ、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求1は、棄却されるべきである。

(2) 本件審査請求2について

審査請求人は、本件却下処分の取消しを求める。

しかしながら、本審査会に提出された証拠資料には、①平成〇〇年〇月に審査請求人が口頭により処分庁に対して生業扶助申請を行ったこと、及び②処分庁が本件却下処分を行ったことについての挙証資料は見当たらない。また、その他に、上記①及び②が行われたことを確認できる事実は認められない。

また、仮に、当該生業扶助申請と本件却下処分がなされていたとしても、審査請求期間を徒過しており、審査請求の却下は免れない。

次に、審査請求人の平成〇〇年生業扶助申請については、上記2(2)の事実は処分庁と審査請求人との間に争いはないものの、処分庁が「審査請求人から平成〇〇年生業扶助申請を取り下げる旨の意向を聞いた。」と主張する一方で、審査請求人は「平成〇〇年生業扶助申請は取り下げたわけではない。」と主張しており、事実関係について争いがある。しかしながら、本件審査請求書には「A市福祉課が、〇〇〇〇年〇月の口頭による生業扶

助申請を却下した処分」と記載があり、平成〇〇年生業扶助申請が取り下げられたかどうかは別として、本件審査請求書の趣旨等からは、平成〇〇年生業扶助申請に対する却下処分又は申請に対する不作為は、本件審査請求1及び本件審査請求2のいずれの対象ともされていないことが認められる。

以上のとおり、本件審査請求2は不適法として却下されるべきである。

第6 付言

上記第5の3(2)のとおり、平成〇〇年生業扶助申請は本件審査請求1及び本件審査請求2の対象外であるが、平成〇〇年生業扶助申請に係る処分庁の事務処理について、以下付言する。

申請に対する審査、応答については、行政手続法(平成5年法律第88号)第7条において「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定されている。

本件においては、処分庁は、審査請求人から平成〇〇年生業扶助申請の取下げがなければ、遅滞なく平成〇〇年生業扶助申請の審査を開始しなければならず、また、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない場合は、速やかに、審査請求人に対し相当の期間を定めて平成〇〇年生業扶助申請の補正を求め、又は平成〇〇年生業扶助申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。本件において平成〇〇年生業扶助申請の取下げの事実について審査請求人と処分庁との間に争いがあることは、上記第5の3(2)で述べたとおりである。行政手続法第7条の趣旨に照らし、処分庁は、申請者から申請を取り下げられたものとして処理するのであれば、ケース記録への記載のみならず申請者から取下書を提出してもらおう等、保護申請の取扱いに関して後に疑義が生じないようにするための改善措置が求められる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子